

2019年度 海老名市環境保全対策支援事業のご案内 (エコカーへの補助金)

再生可能エネルギー等の有効利用の促進と低炭素社会の実現に向けて、環境に配慮した車両の購入経費(リースも含む)の一部を補助します。



海老名市イメージキャラクター
えび〜にゃ

● 対象車両と補助金額

車両の種類別	補助金額	備考
電気自動車	1台につき 150,000円	補助対象車両は、国の補助制度に準じる。
燃料電池自動車	1台につき 400,000円	補助対象車両は、国の補助制度に準じる。

その他、太陽光発電施設等への補助もあります。(詳細は、別パンフレット参照。)

※詳細は、「海老名市環境保全対策支援事業補助金交付要綱」をご確認ください。

※国の補助制度新設・変更に伴い、年度途中に対象車両が変更になる場合があります。申請前にご確認ください。

⚠️ ご注意 ⚠️

この補助金は事前申請制です。
また、納車後は、期限内に完了届の提出が必要です。

※申請にあたっては、必ずこのパンフレットを熟読してください。不備があると、補助金を交付することができません。不明点があれば、市ホームページをご覧ください。環境課までお問い合わせください。

● 補助金を受けることができる方

※以下をすべて満たす方が対象です。(要綱もご確認ください。)

- (1) 新規に対象車両を導入する方
- (2) 市内の自宅または事業所に対象車両を導入する方
- (3) 市税及び国民健康保険税(国民健康保険加入者のみ)の未納がない方
- (4) **2020年3月31日(火)まで**に、導入の完了と、完了届の提出ができる方

● 申請の受付期間

2019年4月1日(月) ~ 2020年2月28日(金)

※完了届の受付期間は、2020年3月31日(火)までとなります。

※予算額に達した時点で終了となります。

● 申請の方法

申請は、**必ず車両新規登録の2週間前まで**に受付場所に持参または郵送してください。
様式は、環境課で直接受取りまたは市ホームページからダウンロードできます。
申請に必要な書類は、次ページをご確認ください。

● 申請の場所・お問い合わせ先

経済環境部 環境課(海老名市役所 5階)
〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1 ☎ 046-235-4912(直通)



● 申請時に必要な書類



申請を出す時期

- ・自動車新規登録の**2週間前まで**
- ※申請受付期間は2020年2月28日（金）までです。

車両	電気自動車	燃料電池自動車
必要書類	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（第1号様式） ※様式、記入例は、市ホームページからダウンロードできます。 ※鉛筆、消えるボールペン等による記入、シャチハタによる押印は不可です。 また、修正がある場合は、必ず同じ印鑑で訂正印をお願いします。 （以降すべての書類において同じ。）	
	<input type="checkbox"/> 役員等氏名一覧表（別紙1） ※法人等の申請の場合のみ必要。様式は、市ホームページからダウンロードできます。	
	<input type="checkbox"/> 市税納付状況確認同意書（第2号様式） ※申請書と同じ印鑑で押印してください。 ※様式、記入例は、市ホームページからダウンロードできます。	
	<input type="checkbox"/> 注文書の写し	
	<input type="checkbox"/> 保管予定場所を示す地図（案内図） （自宅で保管する場合は、自宅の地図）	
	<input type="checkbox"/> 保管予定箇所を記載した平面図 （自宅の敷地内で保管する場合は、保管場所を示した自宅の平面図）	
		<input type="checkbox"/> 燃料電池自動車新規登録確約書（別紙2） ※神奈川県燃料電池自動車導入補助金における「燃料電池自動車車両代金見積書兼新規登録確約書」の写しでも可。

完了届時に必要な書類

完了届を出す時期

・事業が完了した日(注)から**20日以内**、または**2020年3月31日(火)**のいずれか早い日まで
 ※2020年3月31日までに、事業が完了せず、完了届をご提出いただけない場合は、補助金を交付できませんのでご注意ください。

車両	電気自動車	燃料電池自動車
必要書類	<input type="checkbox"/> 完了届（第7号様式） ※申請書と同じ印鑑で押印してください。 ※鉛筆、消えるボールペン等による記入、シャチハタによる押印は不可です。 また、修正がある場合は、必ず同じ印鑑で訂正印をお願いします。 ※様式、記入例は、市ホームページからダウンロードできます。	
	<input type="checkbox"/> 支払いを証する書類の写し （領収書、ローン契約書等） ※対象車両の支払いが確認できるものであること ※対象車両の金額が、完了届に記入する事業総額と一致していることが確認できるものであること ※ローン申込書は不可。ローン契約書と兼ねた様式の場合、ローン契約締結日が記入されていること （記入されていない場合は、ローン契約締結日が確認できるものを添付） ※宛名が、補助金の申請者と同じであること	
	<input type="checkbox"/> 自動車検査証の写し	
	<input type="checkbox"/> 写真 ※ナンバープレートを含め、車体全体が確認できるもの	
	<input type="checkbox"/> 保管箇所を記載した平面図 （自宅の敷地内で保管する場合は、保管場所を示した自宅の平面図）	

(注) 「事業が完了した日」とは、以下のすべてが完了した日を指します。

- 対象車両代の支払い
- 自動車検査証の発行
- 対象車両の納車

● 申請から補助金交付までの流れ ●

START

販売会社と
契約・注文



市役所へ
補助金の
申請をする



※自動車新規登録の2週間前までに申請書類を提出してください。(郵送も可)

通知が届いたら
自動車新規登録・支払い・納車

※万一「補助金交付決定通知書」受領後に
申請内容に変更等が生じた場合は、速やかに
「変更・中止申請書(第4号様式)」を提出してください。



申請後、約2週間で
「補助金交付決定通知書」
が届きます。

市役所へ
完了届を
提出する



※事業完了から20日以内、
または**2020年3月31日**のいずれか早い日までに
提出してください。(郵送も可)

請求から3週間前後で、
補助金が指定口座へ
支払われます。



完了届提出後、約10日で
「補助金交付決定通知書」
が届きます。

市役所へ
請求書を提出
する(郵送も可)



GOAL

● 書類提出前に要チェック!

- 申請書類は、黒ボールペン等で記入していますか？(鉛筆、消えるボールペン等は不可です。)
- 印鑑は朱肉を使って押印していますか？(シャチハタ等、浸透印による押印は不可です。)
- 控えをとってありますか？(提出いただいた書類は、原則返却できません。提出前にコピーしておくことをお勧めします。)
- 完了届や請求書の申請者名と印鑑は、申請時と同じですか？(一連の手続きにおいて統一してください。)
- 完了届の内容(事業総額、購入内容)は、申請時と変わりないですか？(万一変更がある場合は、変更申請が必要となります。大至急、市へご連絡ください。)

◆ 不備がありますと、書類を受理できないことや補助金を交付できないことがありますのでご注意ください! ◆